

2008年9月17日

〒812-8566 福岡県福岡市博多区博多駅前3-25-11  
九州旅客鉄道株式会社（JR九州）  
代表取締役社長 石原 進 様  
鉄道事業本部長 青柳 俊彦 様

〒 東京都足立区

半沢一宣（印）

## 新幹線・特急列車の車内設備のバリアフリー化推進に関する要望書

拝啓 時下ますますご盛業のこととお喜び申し上げます。

さて、私は、数年前から、標記の問題について、全国規模での調査・集計作業を続けている者です。

私は、身体障がい者の受動喫煙防止をテーマとして、1999年から「特急列車の車いす対応座席・多目的室の設置および禁煙化状況一覧表」の作成を続けてきました。これは『鉄道ジャーナル』ほか専門誌の新車紹介記事などによる文献調査が主体でした。

私は、この一覧表を毎年ダイヤ改正に合わせて更新する作業の過程で、

「テレホンカード式公衆電話や飲料自動販売機といった、本来すべての乗客のための付帯設備が、車いす対応構造でなかったり、車いす対応座席から遠く離れているなどのため、身体障がい者だけが利用したくてもできないのはおかしい」

という問題もあることに気づかされました。

そこで私は、2006年11月から、私鉄各社を含む全国の有料特急列車を対象に、車いす対応設備の有無や、各種の付帯設備が車いす対応となっているかどうか（個々の構造だけでなく、車いす対応座席との位置関係も）に関する実車調査を行いました。この調査結果は、2007年7月に開催された交通権学会の定期研究大会で発表し、また今年発行された学会誌『交通権』第25号にも収録されました（当該ページのコピーを同封いたしますので、ご査収願います）。

これらの調査結果を踏まえ、貴社におかれましては、別紙に記した各項目について改善されるようお願いしたいのと、今後の新車設計の参考としていただきたく、このたび要望させていただきことといたしました。別紙の各項目それぞれに係る具体的な改善計画（改善方法とその実施見込み時期）または改善を行わない（行えない）のであればその具体的な理由（事情）などにつきまして、詳細をご教示いただきたく存じます。

何かとご多忙のおり誠に恐縮ですが、本年10月14日（火曜日、鉄道の日）までに書面にてご回答くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。電話でのご回答は、拙宅の電話が家庭の事情でつながりにくいなどのため、貴社にもご迷惑をおかけしてしまうおそれがございますので、ご遠慮いただければ幸いです。

なお、貴社からの回答内容につきましては、その後の改善状況に係る続報として、交通権学会その他の場で報告・公表させていただき場合がございますことを、あらかじめご了承願います。

また、今後さらに詳しいことをご教示いただきたい場合のため、貴社における担当部署名と電話・FAX番号、担当者様のお名前なども合わせてご教示いただければ幸いです。

末筆ながら、貴社の無事故と更なるご発展をお祈りしております。

敬具

\*本状は、JR旅客6社のほか、一部文面を変えたものを社団法人日本民営鉄道協会にもお送りしております。

(別紙)

JR九州の新幹線・特急列車において、バリアフリー上の改善が望まれる点

\*以下の記述はいずれも、2007年3月下旬に行った実車調査結果に基づくものです。もしもそれ以降に何らかの改善が行われていましたら、失礼をお詫び申し上げますと共に、その詳細をご教示くださいますよう、お願い申し上げます。

## 1. マルチスペース(多目的室)の運用改善

### (1) マルチスペースの存在・用途・利用方法に係る案内・周知の徹底

JR各社では、多くの新幹線・特急列車に多目的室を設置しています。最初は身体障がい者が横になって乗車できるための個室としてでしたが、今日では急病人の休憩、授乳、おむつ交換、着替えなど、幅広い用途での利用を認めるようになっていきます。これは病弱者や子育て世代(乳幼児とその親たち)の「移動の自由」=交通権の拡大に寄与しており、高く評価すべきものです。

ところが、貴社でマルチスペースを設置しているすべての列車では、その用途などを案内・周知する掲示物の類が、まったく見当たりません。これは、マルチスペースを本当に必要とする乗客への配慮を欠いた不適切な運用であり、改善が望まれます。

### (2) マルチスペースは鎖錠を原則に

「リレーつばめ」「有明」用787系(7両または6両編成)では混雑時間帯を中心に、マルチスペースが自由席を確保できなかった乗客に占拠されてしまうのが常態化しています。これでは、乳児を連れた母親や病人など、本当に多目的室を必要とする乗客が、マルチスペースを利用したくてもできない状況を誘発することになり、運用方が不適切であると思われます。鍵をかけた状態を定位とし、乗客からの申し出があったときだけ開放するよう、運用方の改善が望まれます。

### (3) 885系「白いソニック」における車販準備室兼用扱いの廃止

「白いソニック」の号車にあるマルチスペースは、車内販売の商品倉庫と兼用の扱いとされています。このため、乗客は、窃盗などあらぬ嫌疑をかけられるのを恐れ、多目的室を利用したい何らかの必要があっても、我慢を強いられるのが一般的であると考えられます。そもそも、乗客用(パブリック)の設備と業務用(プライベート)の設備とを共用するのを前提とした車両設計自体が不適切なのであって、すみやかに是正が必要です。

### (4) 旧・喫煙コーナー区画のマルチスペース化

885系「白いかもめ」では、マルチスペースとされる部分が電話室兼用として設計されています。ここにはカーテンなど目隠しとなるものが何もないため、授乳や急病人の休憩などで利用するのは事実上不可能です。一方で、号車と号車の、かつて喫煙コーナーだった区画が、いずれも携帯電話通話用のフリースペース扱いとされています。このどちらかを、多目的室に転用改造することが望まれます。

上に記した「白いソニック」でも、同様に号車か号車のいずれかの旧・喫煙コーナー区画をマルチスペースに転用改造すれば、車内販売準備室との競合の問題が解決できるのではないのでしょうか。

JR西日本では、2007年3月に「はるか」「スーパーいなば」などを完全禁煙化した際、旧・喫煙コーナーだった区画を携帯電話通話用を想定したフリースペースとしました。ところが、これらのフリースペースの床には、誰かがここでたばこを踏み消したときにできたとしか考えられない焼け焦げ跡が、多数認められます(2008年8月に写真撮影済み)。このことは、喫煙コーナーを廃止した後も、この場所での違反喫煙、ひいてはこれに起因する受動喫煙被害の発生が、後を絶たずにいることを意味

しています。喫煙コーナーとして灰皿が設置されていた時代には、吸い殻を床で踏み消す必要も理由もなかったはずだからです。

貴社におかれましても、病弱者や子育て世代の利便性向上と違反喫煙の防止とを一挙に実現するため、特急用車両の旧・喫煙コーナー区画を多目的室として転用改造することが望まれます。

2. 公衆電話・飲料自販機の車いす対応座席最寄りデッキへの移設と、車いす対応構造化  
貴社の特急列車はすべて、公衆電話や飲料自販機が設置されている場合でも、それらが車いす対応座席から（車いすでは）アクセスできない位置関係にあり、かつ車いすでは利用（操作）が困難な構造になっています。

身体障がい者は、特急列車の運転とその車両の維持管理に係るコストとして、健常者と同額の特急料金を負担しています（割引があるのは運賃部分のみ）。そのことを考えると、身体障がい者だけが公衆電話や飲料自販機を利用したくてもできない状況が長年にわたって放置され続けている現実、身体障がい者に対する差別ではないでしょうか。

身体障がい者にも携帯電話が普及しているのは事実ですが、一方では電子医療機器を装着しているなどの理由で、携帯電話を持ちたくても持てない身体障がい者が存在している可能性も、否定できないと思われます。

飲料自販機に関しては、他社の例ですが「車内販売をご利用ください」とする考え方もあります。しかし、車内販売が乗務しない区間・時間帯の列車では、身体障がい者はどうすることもできません。

一日も早く、すべての公衆電話や飲料自販機を、車いす対応座席最寄りのデッキに、車いすでも利用（操作）可能な構造として、移設することが望まれます。

3. 「つばめ」公衆電話のNTTテレホンカード対応化

九州新幹線「つばめ」用800系では、号車と号車の2ヶ所にある公衆電話が、いずれも車いす対応構造であることに好感を抱きました。しかし、その一方で、この電話が日本テレコム系のためNTTのテレホンカードではかけられないという、互換性上のバリアがあるのが気になりました。

貴社が九州新幹線に日本テレコム系の公衆電話を導入したのは、韓国や中国など外国からの観光客が多い土地柄に鑑み、国際通話の需要に配慮したためかと推察されます。しかし、このまま数年後に九州新幹線が博多まで開業し、山陽新幹線との直通運転が始まれば、乗客の混乱を招くのは必至です。もしかしたら、九州新幹線区間と山陽新幹線区間にまたがる直通列車に使用するN700系ベースの新型車両には、両方が導入されるのかもしれませんが、しかし、それでも公衆電話の種類が（新型車両と800系との）列車によって異なる状況を生み出すことに、変わりはありません。

遅くとも九州新幹線全線開業までには、800系の2ヶ所の公衆電話のどちらか一方を、NTTの電話機に交換することが望まれます。

4. 車いす対応座席の一般売りの廃止

現在、車いす対応座席の予約は乗車日の2日前までで締め切られ、身体障がい者からの予約が入っていない車いす対応座席は当日朝から一般客向けに発売されています。現に私は、健常者が車いす対応座席の指定券を所持し乗車してきた事例を「はやとの風」などで目撃しております。このため、身体障がい者が急用で乗車する必要性が生じたときには車いす対応座席を利用できない可能性がある、という問題を引き起こしています。

JR北海道や東武鉄道では、車いす対応座席を車掌持ちの調整席扱いとし、一般客への発売は当日を含め一切行っていません。ただし近畿日本鉄道では、ベビーカー使用客に車いす対応座席を発売するケースがあります。貴社におかれましても、これらの例に倣い、身体障がい者の飛び込み乗車に対応できる座席管理方が望まれます。

以上

記事 配達記録郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局  
第505-00-98303-5号  
平成20(2008)年9月18日 博多郵便局にて配達完了